

57—00 P U D T

参加

1. 参加の意義

参加とは、審判の係属中に第三者がその審判の当事者の方に加わってその審判手続を追行することをいう。

特許の無効などに関する審判による紛争の解決は、その審判の当事者間で相対的にされるのが通常であるから、第三者がこれに干渉する必要がないのが一般的である。ところが第三者が当事者と何らかの法律的関係にあるとき、あるいは特許法などでは審決の効力が第三者に及ぶことに基づいて、他人間の審判の結果が、第三者の法律上の地位に直接又は間接に影響を及ぼすことがある。

このようなときに、その審判の当事者の審判手続の追行にまかせて傍観していると、その結果によっては、第三者は法律上不測の損害を被るおそれがある。このような第三者が、自己の法律上の利益を守るために、他人間に係属中の審判に介入し、一方の当事者を補助し、あるいは自らも請求人として一方の当事者に加わって、他方の当事者に対して自己の請求の趣旨を主張して審判手続を追行することを認めるのが審判における参加の制度である。

2. 参加の規定が適用される審判等

参加については特§148、§149（実§41、意§52、商§56①、§68④で準用）に規定されている。

- (1) 無効審判
- (2) 特許権の存続期間の延長登録の無効審判
- (3) 特許異議の申立て（特§119）
- (4) 商標登録の取消審判
- (5) 書換登録の無効審判
- (6) 商標登録異議の申立て（商§43の7）

(7) (1) (2) (4) (5) の審判の確定審決及び(3) (6) の確定取消決定に対する再審

3. 参加の規定が適用されない審判

参加についての規定は、特 § 161（意 § 52、商 § 56①、§ 68④）及び特 § 166の規定により以下の審判には適用されない。

- (1) 拒絶査定不服審判（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①、§ 68④）
- (2) 意匠、商標の補正却下決定不服審判（意 § 47①、商 § 45①、§ 68④）
- (3) 特許の訂正審判（特 § 126）

（改訂 H27. 2）

57-01 P U D T

参加の種類と要件

1. 参加の種類

(1) 特 § 148①の参加（当事者参加）

特 § 132①（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）の規定により審判（特許無効審判、延長登録無効審判）を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、請求人としてその審判に参加することができる（特 § 148①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

これを当事者参加、民事訴訟法上の共同訴訟参加に類似する参加、又は共同訴訟的当事者参加に類似する参加という。

(2) 特 § 148③の参加（補助参加）

審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、当事者の一方を補助するためその審判に参加することができる（特 § 148③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

これを補助参加又は共同訴訟的補助参加に類似する参加という。

(3) 特 § 119①の参加（補助参加）

特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

(4) 商 § 43 の 7①の参加（補助参加）

商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、商標登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2. 参加の態様

(1) 特 § 148①の参加（当事者参加）

特 § 148①による参加が認められると、その参加人は共同審判請求人としての地位を得ることとなり、審判形態は、類似必要的共同訴訟に類似するものとなる（特 § 132①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

したがって、参加人は、共同審判請求人として、審決の効力を受けることになる（特 § 167）。

(2) 特 § 148③の参加（補助参加）

特 § 148③による参加は、当事者的一方を補助するために参加するものである。（1）の当事者参加は請求人の側にしか参加することができないが、この補助参加の場合はいずれの側にも参加することができる。

3. 参加の要件

(1) 特 § 148①の参加（当事者参加）

ア 参加ができる者

同一の特許権（実用新案権、意匠権、商標権）について特許（登録）無効審判又は商標登録の取消の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は共同して審判を請求することができる（特 § 132①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）が、このように共同して審判を請求することができる者（→22—01～22—03、31—00）であることが必要である。

イ 対象物の同一性

対象物が同じであること。

例えば、二以上の発明を包含する特許の場合には、既に係属している審判の対象が同一特許のうちの同一発明に関するものでなければならない。

ウ 申請の時期

参加の申請は、審理の終結に至るまでできる。

(2) 特 § 148③の参加（補助参加）

ア 参加ができる者

その審判の結果について利害関係（→エ）を有しなければならないが、当事者適格を有する必要はない。

審判の結果とは権利の有効無効という最終的結果をいい、審決の理由中に示される判断や事実を意味しない。

イ 申請の時期（→(1)ウ）

ウ 補助参加人の利害関係

（ア）補助参加人は審判の結果について利害関係（→[31—00](#)）を有することが必要である（[特 § 148③](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。

（イ）[特 § 148③](#)の利害関係を有する者とは、審判の結果によっては、その審判の対象となっている特許権に対する法律的地位又は申請人と請求人、被請求人との間の法律関係に変動が生じる可能性のある第三者をいう。

エ 参加申請人が利害関係を有しないと認められるときは、参加を許可しないとの決定をする。

オ 参加申請書に利害関係が記載されていないときの措置（→[57—02](#) の 1.）

カ 利害関係の判断時

審判請求人の請求人適格の判断時は審決時とされているが、補助参加人の利害関係については審決前に参加許否の決定がされることからみて、参加許否の決定時と解される。

参加人については一度参加を許可されて参加人となった以上これを覆す途がなく、したがって参加人は抗告審判請求人の主張に拘らず依然としてその地位を保有するものである、とした審決（昭 23 抗審 223 号、昭 25. 9. 30）がある（[特 § 148①](#)の参加の場合—申請人適格→[57—07](#) の 2.）。

（改訂 H27. 2）

57-02 P U D T

参加申請（書）の方式違反

1. 参加申請に関し、次の(1)、(2)に該当する場合、審判長は期間を指定してその補正を命じ、その期間を経過しても申請人が補正しないときは、審判請求書の却下と同様に、審判長は申請書を決定をもって却下する（特 § 133、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

- (1) 参加申請書が特 § 149①（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）（特施規 § 49 様式第 65（実施規 § 23⑩、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥））に規定された方式に違反しているとき
- (2) 参加申請の手数料不納又は不足のとき

2. 上記 1. 以外の点で方式が不備である参加申請で、補正をすることができないものについては弁明書を提出する機会を与えた上で、審判長は参加申請を決定をもって却下する（特 § 133 の 2、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

（改訂 H27. 2）

57—05 P U D T

参加の効力

1. 審判手続

参加人は審判において攻撃防御の方法の提出、その他一切の審判手続をすることができる（特 § 148④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

2. 参加申請人の審判手続の援用

参加人の審判手続は参加申請と併行してすることもできる（民訴 § 43②の類推）。

参加申請人の審判手続は、当事者がそれを援用したときは、参加を許さないとする参加許否の決定が確定したときにおいても、その援用した時期にかかわらず、その効力を有するものと解される（民訴 § 45④の類推）。

3. 参加人についての中止、中止

参加人について中断又は中止の事由（特 § 22～§ 24、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）が発生したときは、審判手続自体が停止される（特 § 148⑤）。

4. 参加の取下げ

(1) 取下げの時期

参加の取下げは、審判請求の取下げ（特 § 155①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）に準じて、審決が確定するまでは審判請求のどの段階でも認めてもよい。

(2) 取下げの条件

参加の取下げは、それによって被参加人及びその相手方の利益を害することなく、また審決の効力は参加人に及ぶことから、いずれの当事者の同意も要しないと解される。

ただし、特 § 148①の参加（当事者参加）であって、審判請求人が審判の請求を取り下げたため、参加人のみが審判手続を進めているときは、参加人の主張に対して被請求人が答弁書を提出した後は、参加の取下げには特 § 155②（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）の規定の類推により被請求人の同意を必要とすると解される。

（3）取下げの手続

取下げは、口頭審理の際は口頭で、またそれ以外の場合は書面により行う。書面による取下げの場合は、その旨を当事者双方に通知する。

（4）取下げ後の手続

共同訴訟的当事者参加に類似する参加（→57—01の1.（1））をした参加人により提出された証拠は、その参加人が参加を取下げた後も、証拠として効力を有すると解される。

（参考1）最二小判昭 45. 1. 23（昭 43（才）282号）：共同訴訟人の一人が提出した証拠は、他の共同訴訟人とその相手方に対する関係においても証拠として認定資料に供することができる（共同訴訟人間の証拠共通の原則）。

（参考2）最一小判昭 58. 5. 26（昭 56（才）466号）：一旦合議体の心証形成の資料に供された証拠は、撤回できないと解される。

5. 参加の消滅

参加不許可の決定があったとき、審決が確定したとき、参加申請の取下げがあったとき、参加は消滅する。

6. 審判請求の取下げとの関係

請求人が審判請求を取り下げる場合、参加人の同意を要しない。

審判請求が取り下げられた場合、特 § 148①（当事者参加）の参加人は、そのまま審判手続を続行することができる（特 § 148②）が、特 § 148③（補助参加）の参加人は参加人の地位を失う。

7. 審決の効力

審決があったとき、審決の効力は参加人に及ぶ。また、審決に対する訴えは審

判に参加を申請してその申請を拒否された者も提起することができる（特 § 178②、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）ことからみて、審決の効力は参加を申請して参加を拒否された者にも及ぶものと解される。

（改訂 R5. 12）

57—07 P U D T

参加許否の決定

1. 参加許否の決定の手続

(1) 参加の申請があったときは、審判長は、参加申請書の副本を両当事者及び参加人（既に参加許可の決定を得ている者）に送達し、相当の期間を指定してこれに対して意見を述べる機会を与えなければならない（特 § 149②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

なお、参加申請人の提出した参加申請書以外の書類については、4. によることができる。

(2) (1)により意見を聴取した結果、特 § 148①の参加（当事者参加）について請求人適格が、また特 § 148③の参加（補助参加）について利害関係が明らかでないときには、審判長は参加申請人に審尋をして、これら（参加の理由）について疎明させる（民訴 § 44①の類推）。

(3) (1)の指定期間経過後、すみやかに参加許否の決定をする。決定については、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官（合議体）が審判により決定をする（特 § 149③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

民事訴訟法においては、当事者（民事訴訟法ではこの中に参加人も含めている。）が参加について異議を述べたときに限りその許否を決定するとされている（民訴 § 44）が、特許法においては当事者及び参加人からの意見の有無にかかわりなく決定をしなければならないと定められている。

(4) 参加許否の決定は文書をもって行い、決定書には理由を付さなければならぬ（特 § 149④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）（→3.）。

2. 参加許否の決定

参加の要件は職権調査事項である。

参加許否の決定に際しては、参加申請の理由とこれに対する意見書の内容を

検討する。

参加の許否は、特 § 148①の参加の場合には請求人適格の有無により、特 § 148③の参加の場合には利害関係の有無により、判断する。

3. 参加許否の決定の様式

(1) 参加許否の決定の記載事項は、特施規 § 50 の 6（実施規 § 23⑩、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）により定められている。

ア 審判番号

イ 当事者及び参加人並びにこれらの代理人の氏名又は名称

ウ 参加申請人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに代理人の氏名又は名称

エ 決定の結論及び理由

オ 決定の年月日

そして、決定を審判官がこれを記名押印する（押印代替措置→00—02 の 2.）。

ただし、この決定に記載する当事者及び参加人は次のとおりとする。

(ア) 請求人

(イ) 請求人側の参加人

(ウ) 被請求人

(エ) 被請求人側の参加人

(2) 結論の表示方法（→45—04 の 6. (3)）

4. 参加申請人が提出した書類

参加申請人は、参加の申請と参加人としてすることができる審判手続とを併行してすることができるのであるから（→57—05 の 2.）、参加申請人から提出された書類の副本は参加許否の決定をする前でも当事者に送付し、必要があれば意見などを求めることができる。

5. 参加許否の決定に対する不服申立て

参加許否の決定に対しては不服を申し立てることができない（特 § 149⑤、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

審決に対して不服があるときは、参加を拒否された参加申請人も訴えを提起することができる（特§178②、実§47②、意§59②、商§63②）。

（改訂 H27. 2）

57—09 P U D T

参加申請と審判請求の却下又は審判請求の取下げ**1. 審判請求の却下**

審判請求手続に不備があるときは、審判請求書若しくは審判請求が却下されるが、このような不備のある審判請求に参加申請書が提出されたときは、まず審判長が審判請求書を決定をもって却下する（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④）か、又は合議体が審判請求を審決をもって却下し（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④）、ついで審判長が参加申請を決定により却下する（特 § 133 の 2、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④）。

2. 参加許否決定前の審判請求の取下げ

特 § 148、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④による参加の申請があり、参加許否の決定前に審判請求の取下げがあったときは審判は終了する。

3. 参加許可決定後の審判請求の却下又は取下げ

特 § 148①（当事者参加）の参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる（特 § 148②）。一方、特 § 148③（補助参加）の参加人は、審判請求の取下げ時に参加人の地位を失う（→57—05 の 6. ）。

また、審判請求の請求人が請求人適格を満たさず不適法で却下されるべきものであっても、特 § 148①（当事者参加）の参加人が請求人適格を満たすものであれば、そのまま審判手続を続行することができる。

（例）合議体は、請求人の請求を却下し、参加人（特 § 148①の参加人）の請求により、実用新案の登録を無効とする審決をした（昭和 54 年審判第 14725 号（実用新案登録 1059988 号））。

（改訂 H27. 2）